

## 令和2年度 北区防災対策事業の概要

### 1 自主防災組織等に関連する取り組み

#### 1) 震災訓練

町会・自治会を母体とした自主防災組織（179組織＝4月1日現在）は、防災週間（8/30～9/5）を中心に、任意の日程で震災訓練を行っている。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症にも十分な配慮を求めながら、防災関係機関の協力を得て地域の防災力向上に努めていく。

#### 2) 自主防災組織活動助成金

自主防災組織の活動促進のために活動助成金の交付を実施する。

交付金額は下記のとおり。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ① 組織割          | @20,000円           |
| ② 世帯割          | @30円×世帯数（北区ニュース同様） |
| ③ D級消防ポンプ活動助成金 | @9,000円            |
| ④ C級ポンプ隊活動助成金  | @24,300円           |

#### 3) 地区防災会議防災訓練補助金

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同訓練の実施が難しい場合も想定されることから、今後の状況によっては、補助要件の見直しを検討します。**

地区防災会議（自主防災組織の連合体）の運営及び合同訓練に係る経費の一部を補助する。（@200,000円を限度）。

#### 4) 防災用資機材の機能点検

**現時点では実施することで調整を進めています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、点検の際の立ち合いは最小人数とするよう自主防災組織に配慮を求めています。**

自主防災組織が保管している小型消防ポンプ（D級、C級）及び発電機について、専門業者による機能点検を行う。

### 2 備蓄物資について

#### 1) 避難所への配備

##### ① 給水袋（手提げ式容量4リットル）

区の給水車が3台体制になったことから、在宅避難者へ飲料水を提供するための給水袋を、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の3年目）。

##### ② 応急組立て給水槽（1トン×2基）

被災者への飲料水供給をこれまで以上に円滑に行うため、既存のポリタンク方式から、設置や移動が容易で、かつ区の給水車との接続が可能な組立て式のもの、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の3年目）。

##### ③ 災害用汚物圧縮保管袋

避難所から排出される残飯やし尿袋（オムツ）などにより懸念される衛生問題に対応するため、圧縮保管袋（70cm×50cm）を、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の3年目）。

## 2) 備蓄物資供給計画に基づく備蓄物資管理体制の構築

### ① 備蓄物資管理システムの構築

【報告事項2】のとおり、令和元年に策定した北区災害用・備蓄・供給計画に基づき、備蓄物資の詳細なリスト化、賞味期限到達備蓄の抽出等の情報を一括管理することで、災害時の円滑な備蓄物資配給を可能にするシステムを構築する。

### ② 備蓄倉庫整理及び備品購入

上述①と同様、計画に基づき、備蓄倉庫整理を行うとともに、物資の搬出入を円滑に行うための備品を購入する。

## 3 前年度から継続して取り組む主な事業

### 1) 簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進

不燃化特区内の木造住宅にお住まいの方を対象に、災害時の通電火災による延焼の拡大を抑えるため、簡易型感震ブレーカーの配布を行う。当初、平成29年度からの3年計画としていたが、令和2年度も継続して実施することとした。

### 2) 家具転倒防止器具・感震ブレーカーの取り付け支援

「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方、若しくは65歳以上のみで構成されている世帯を対象に、各転倒防止器具及び感震ブレーカーの取り付け支援を行う。

### 3) 中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、災害の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行う。

### 4) 災害医療体制の整備

災害時に開設する緊急医療救護所等の活動について、令和2年度は特に東京都・北区合同総合防災訓練での医療救護活動訓練を実施することで、医師会等との連携を図る。

- ・緊急医療救護所 5か所（病院）
- ・医療救護所 7か所（学校避難所）

### 5) 雨水貯留施設整備

集中豪雨対策として、民間住宅への雨水貯留槽設置を支援するとともに、公共施設へ雨水貯留施設を整備している。

令和2年度は、八幡小学校（赤羽台3-18）への整備を目指した実施設計を行う。

### 6) 学校避難所への応急給水栓の設置【東京都水道局との協定事業】

災害時に避難所で給水活動が行えるよう、東京都水道局と協定を締結し、平成29年度から学校敷地内に応急給水栓を設置している。令和元年度末現在、34カ所で設置済み。今後も工事可能な場所から順次設置を進めていく。

## 4 令和2年度の新規事業（危機管理室所管）

### 1) 19 連合町会による避難所開設訓練

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見定め、日程調整を進めるため、今

**年度中に 19 の連合会すべての実施が困難になる可能性があります。**

大規模震災に備えるために今年度から、各自主防災組織が中心となる避難所開設の訓練を 19 地区で実施する。計画では 19 の連合会ごとに 1 ヶ所避難所を設定していただき、対象となる自主防災組織を中心に訓練を実施する。

## 2) 東京都・北区合同総合防災訓練

**現時点では実施の方向で調整を進めています。**

東京都では首都直下地震に対応した訓練として、都内自治体と毎年合同で防災訓練を実施しており、令和 2 年度は北区との合同総合防災訓練を実施する。現在【報告事項 4】のとおり、内容の調整を行っている。

・実施日：令和 2 年 11 月 22 日（日）

※一部の訓練は、20 日（金）、21 日（土）に実施する。

・会場（予定）：北区中央公園及び周辺施設、東京都障害者総合スポーツセンター、赤羽岩淵中学校 他

・予定訓練：本部審議訓練、緊急支援物資輸送訓練、避難所運営訓練、救出救助訓練、医療救護班活動訓練、検視・検案・身元確認訓練、展示体験訓練 他

## 3) 大規模水害への対応強化

**新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、シンポジウム・ワークショップ・講座・講習会につきましては、縮小・中止の可能性もあります。**

日本各地で近年多発する水害の備えるため、今年の台風 19 号における教訓等も踏まえ、各種水害対策に取り組んでいく。

### ① 「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の普及

荒川がはん濫した場合の避難行動について、【報告事項 1】のとおり令和元年に策定した「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」について、区民皆様への浸透を図る。

・シンポジウムなどの開催 2 回

・ワークショップの開催 3 回（地区別）

・区民向けアンケート調査の実施

### ② マイ・タイムライン作成支援

区民一人ひとり、または家族が事前に作成することで、水害発生前にスムーズに避難行動を起こす指標となる、「マイ・タイムライン」の作成のための作成講座を実施する。

・区民向けの作成講座 6 回

・普及リーダー育成講習会 2 回

### ③ 北区ニュース特集号の発行

今年の台風 19 号の際に、区民の関心が高かった災害情報の収集方法や避難する場所、避難する際の注意点などを北区ニュース特集号で広く区民の皆さまに案内する。同時に、令和元年度にまとめる「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の内容も掲載する。

### ④ 聴覚障害者への戸別受信機の無償配付

大規模水害時の避難行動に不安がある方への支援として、音声による気象又は避難の情報が入手しにくい聴覚障害者の方に、文字表示ができる戸別受信機を無償配付する。

- ・無償配付数 300 台（予定）

⑤ 公共施設への荒川はん濫時の浸水深表示シール掲示

区民の皆様に、荒川がはん濫した場合の浸水想定状況を具体的にイメージしてもらえよう、浸水区域内にある公共施設へ浸水深を表示する。

## 5 防災まちづくり

### 1) 密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、公共施設等の整備が不十分な地区を対象に、避難路や延焼遮断帯の整備、老朽木造住宅等の建替えの促進を図るとともに、住環境の整備など災害に強い総合的なまちづくりに取り組んでいる。

令和2年度は、新たに岩淵地区での事業実施に向け計画策定を行う。

(事業導入地区)

- ・西ヶ原地区 (30.0 ha)
- ・志茂地区 (99.4 ha)
- ・十条駅東地区 (51.7 ha)
- ・十条北地区 (30.3 ha)
- ・十条駅西地区 (26.8 ha)

### 2) 不燃化推進特定整備事業（木密地域不燃化10年プロジェクト）

甚大な被害が想定される木造密集地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、東京都と北区が連携しながら整備を行っている。

令和2年度は「東京都防災都市づくり推進計画」の改定が予定されており、新たに岩淵地区の指定に向けた協議を東京都と行う。

(指定地区)

- ・十条駅周辺地区 (81.2 ha)
- ・志茂地区 (99.4 ha)
- ・補助81号線沿道地区 (1.0 ha)
- ・赤羽西補助86号線沿道地区 (6.0 ha)

### 3) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動などを支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震性の向上を促進するため助成制度を設けている。

### 4) 無電柱化チャレンジ事業

木造住宅密集地域内にある歩道のない狭い道路において、震災時の電柱倒壊等による避難路の閉塞を防止するため、無電柱化チャレンジ事業を推進する。

(対象路線)

・ 区道 1274 号線（志茂スズラン通り商店街、志茂平和通り商店街）

5) 木造住宅の耐震化促進

新耐震基準以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化促進事業を行っている。

6) 橋梁の健全度調査等

橋梁が老朽化（架設後 20～50 年が約 7 割）していることから、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕と、定期的な橋梁健全度調査を行い、安全な交通の確保を図っている。

①橋梁健全度調査等

- ・ 中の橋（荒川右岸・赤羽北 1-21）
- ・ 森の下橋（岸町 1-1・王子 1-2）

②橋梁補修設計

- ・ 二本榎保守用通路（西ヶ原 2-2・西ヶ原 2-3）

7) 橋梁の維持補修工事及び架替整備事業

経年劣化による老朽化を防止し、通行車両等に対する耐荷力を保持するため、橋梁の維持補修を行うとともに、経年劣化が著しい橋梁については、計画的な架替えを行っている。

①維持補修工事

- ・ 滝野川橋（滝野川 4-8・滝野川 3-78）

②架替整備事業

- ・ 十条跨線橋（基本設計等）（中十条 2-10・東十条 2-16）
- ・ 新田橋（仮設橋整備工事）（豊島 7-33・足立区新田 3-2）
- ・ 新柳橋（仮設橋実施設計等）（豊島 2-11・堀船 2-28）